

滋賀県庁環境マネジメントシステム要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀県の組織が行う事務事業において環境配慮および環境保全に関する取組を促進するために構築、運用する滋賀県庁環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）の基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境マネジメントシステム 組織が環境配慮および環境保全に関する取組を進めるに当たり、その方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むための推進体制および手続き等の仕組みをいう。
- (2) 環境方針 県の環境配慮および環境保全に関する基本姿勢を示すもので、取組の枠組みとなるものをいう。
- (3) 目的 環境方針を具体化する取組の方向について定めるものをいう。
- (4) 目標 目的を達成するために必要な取組について定めるものをいう。
- (5) 部局長など 知事公室長、本庁の部長、会計管理局长、企業庁長、病院事業庁長、議会事務局長、教育長、各行政委員会事務局長および警察本部長をいう。
- (6) 所属長 本庁、会計管理局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会事務局、各行政委員会事務局および警察本部にあっては課長、室長、局長、所長および隊長、地方行政機関、その他の機関、県立病院、教育機関、県立学校、警察学校および警察署にあっては当該機関等の長をいう。

(対象範囲)

第3条 システムの対象範囲は、別表に掲げる組織が実施するすべての事務事業とする。

(知事の職務)

第4条 システムにおける知事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 環境方針の決定および改定を行うこと。
- (2) システムを統括すること。
- (3) システムの運用に必要な人的、物的および財政的資源を確保すること。

(環境経営会議)

第5条 システムに関する重要事項の審議、報告および見直しは、滋賀県環境経営会議（以下「環境経営会議」という。）において行う。

(環境管理総責任者の設置)

第6条 システムの総合的な運用管理を行う者として、環境管理総責任者（以下「総責任者」という。）を置き、琵琶湖環境部長をもって充てる。

(環境管理運営事務局等の設置)

第7条 総責任者の事務を補助するため、琵琶湖環境部環境政策課に環境管理運営事務局を置く。

2 システムに関する地方機関の連絡調整および調査報告の集約に係る事務を行うため、各環境事務所に環境管理地方事務局を置く。

(部局長等の職務)

第8条 部局長等は、各部局においてシステムが適切に運用されるよう、所属長を指揮監督する。

2 部局長等は、各部局の幹事課長に指示し、部局におけるシステムの適切な運用のための連絡調整を行わせる。

(所属長の職務)

第9条 所属長は、所属においてシステムが適切に運用されるよう、所属内のすべての職員を管理監督する。

(環境方針)

第10条 環境方針は知事が決定する。

2 環境方針は、ホームページへの掲載等により一般に公表する。

3 環境方針の職員への周知は、総合事務支援システムへの掲載、執務室への掲示等により行う。

(目的および目標の設定)

第11条 総責任者は、関係部局長等と協議し、環境方針を具体的に展開するための目的・目標（案）を作成し、環境経営会議に提案する。

2 環境経営会議は、前項の目的・目標（案）について審議し、決定する。

(部門管理責任者の設置等)

第12条 前条の目的・目標に関する取組を実施するため、取組の種類毎に管理責任者（以下「部門管理責任者」という。）を置く。

2 部門管理責任者は、取組を所管する部局長等が指名する者をもって充てる。

3 部門管理責任者は、目的・目標に関する個別計画および指針ならびに要領等その実施および運用に関して必要な事項を定める。

4 部門管理責任者は、取組の実施および運用については、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）の PDCA サイクルを組み込んだものとし、継続的な改善を図る。

（職員研修）

第13条 総責任者および部門管理責任者は、必要に応じて職員に対する研修を実施する。

（環境監査）

第14条 部門管理責任者は、その運用管理する取組が適切かつ効果的に実施されているかを確認するため、必要に応じて環境監査を実施することができる。

（システムの協力組織）

第15条 次に掲げる者を所管する所属長は、当該者をシステムの協力組織とし、関係する取組の実施について、協力を要請するものとする。

- (1) システムの対象組織と同一の建物において事業活動を行う事業者等
- (2) 公の施設を管理する者として県が指定する法人等（指定管理者）

（情報の公開等）

第16条 システムの運用状況は、環境白書およびホームページへの掲載等により、広く一般に公表する。

- 2 環境に関する県民からの要望および苦情（以下「要望等」という。）については、当該要望等に関係する事務事業を所管する所属長が処理し、必要に応じて部局長等および総責任者に報告する。
- 3 広聴部門が実施する手段により要望等が寄せられたときは、その定める処理手順に従う。

（見直し）

第17条 環境経営会議は、システムを適切かつ有効に機能させ、継続的な改善を図るため、システムの見直しを少なくとも年1回行う。

- 2 総責任者および部門管理責任者は、環境経営会議がシステムの見直しを適切に行うことができるよう、システムの運用状況および必要な情報を環境経営会議に報告する。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 滋賀県庁環境マネジメントマニュアル（平成11年11月17日制定。）は、廃止する。
- 3 この要綱に定めのない事項については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会（事務局、教育機関、県立学校）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、警察本部、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局